

○東京藝術大学大学院映像研究科長候補者推薦内規

〔平成17年4月1日〕
制 定

改正 平成24年11月15日 平成25年10月24日
平成26年7月17日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学部局長選考規則第12条の規定に基づき、東京藝術大学大学院映像研究科長（以下「研究科長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 大学院映像研究科教授会（以下「教授会」という。）は、学長からの要請に基づき、研究科長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 研究科長候補者の推薦は、投票により行う。

2 前項の投票の実施方法については、教授会が別に定める。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、研究科長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。